明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条、第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**法務・厚生労働**二）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二五一）　二
○防災拠点自動車駐車場を指定した件の一部を改正する件（**国土交通**五四二）　三

〔**人事異動**〕
最高裁判所　三

〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七